

総会

配布：一般

2018年10月5日

原文：英語

人権理事会

第39会期

2018年9月10日－28日

議事日程議題2

2018年9月28日に人権理事会により採択された決議

39/16. イエメンにおける人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章の諸目的および諸原則並びに世界人権宣言の規定に基づき、また関連する国際人権条約を想起し、

人権を促進しそして守るための国家の主要な責任を認識し、

2011年10月21日の2014(2011)、2012年6月12日の2051(2012)および2014年2月26日の2140(2014)の安全保障理事会諸決議、並びに2011年9月29日の18/19、2012年3月23日の19/29、2012年9月27日の21/22、2013年9月27日の24/32、2014年9月25日の27/19、2015年10月2日の30/18、2016年9月29日の33/16および2017年9月29日の36/31の人権理事会諸決議を想起し、

2015年4月14日の安全保障理事会決議2216(2015)もまた想起し、

湾岸協力理事会イニシアティブとその実施メカニズムに基づき、そして国民対話会議の成果文書において為された勧告の実施の必要性を強調しつつ、政治的移行プロセスを完了するというまた新憲法の起草を完了するというイエメンの政党の公約を歓迎し、

和平会談におけるイエメン政府の積極的関与およびイエメン担当事務総長特使、マーティン・グリフィスにより為された提案のその扱いをまた歓迎し、そしてイエメンにおける平和と安定を達成するためのその取組を続けることを同政府に奨励し、

和平交渉の緊急の再開を実現する事務総長および彼の特使の現行の取組に対する強い支援をくり返し表明し、そしてこれらの取組に対して柔軟なまた建設的なやり方でそして前提条件なしに、反応するまた関連する安全保障理事会諸決議のあらゆる規定を完全にまた直ちに実施する紛争の全ての当事者の必要性を想起し、

イエメンに関して 2018 年 3 月 15 日に安全保障理事会議長により為された声明¹に留意し、

イエメンの主権、独立、統一および領土保全に対する理事会の強い公約を再確認し、

人権の促進、保護および履行は、公正なまた平等な司法制度および同国に対する究極的な和解と安定を確実にすることにおいて主要な要因であることを認識し、

国際人権法と国際人道法は、補足的でありまた相互に補強していることを認め、そして全ての取組は、武力紛争における国際人権法と国際人道法のあらゆる違反と侵害の停止およびそれらに対する十分な尊重を確保するために為されるべきであることを再確認し、

既存の人道危機が、社会的および経済的権利の享受に影響しているという人道問題調整事務所¹の報告書を認識し、そして紛争の当事者に対し、人道援助が促進されそして妨げられないことを確保することを求め、

子どもに対する深刻な違反に関与したもの、人道支援要員、文民および医療施設と派遣団や

¹ S/PRST/2018/5.

その要員を含む、民間のインフラストラクチャー、並びに学校に対する攻撃、人道援助に対するアクセスを妨げること、軍事的な戦術としての、輸入制限とその他の制限の使用、バハーイー教の構成員に対するものなど、少数者に対するものを含む、宗教または信念の自由に関する厳しい制限、そしてジャーナリストや女性の人権擁護者を含む、人権擁護者への嫌がらせや攻撃を含めて、イエメンにおける国際人道法の違反および人権法の違反と侵害の申立てを懸念し、

イエメンにおける人権の客観的な評価に対して貢献することにおいて無料のメディアと非政府人権組織により果たされた重要な役割を強調し、

人権の違反や侵害のあらゆる事例に対する調査を求めるイエメン政府の呼びかけ、並びに国際連合人権高等弁務官によりなされた関連する呼びかけを想起し、それと同時に 2018 年 1 月と 8 月の国内調査委員会による第四および第五報告書の発表をこれに関連して留意し、

国内調査委員会により実行された広範囲にわたる活動およびイエメンにおける人権のあらゆる違反と侵害の申立ておよび国際人道法の違反の申し立てに対する独立した、包括的な調査を実施することにおいて国内調査委員会が、直面し続けた著しい課題に留意し、そしてイエメンの検察庁と司法に対し、司法手続を完了すること、正義を実現しそして可及的速やかに侵害と違反について責任を有する者の責任を問うことを奨励し、

合同事件評価チームにより実行された活動にもまた留意し、

国際地域専門家賢人グループの所見に含まれた高等弁務官の報告書および国内調査委員会に対し高等弁務官事務所により提供された技術支援の概要²に留意し、

1. 武力紛争の当事者による子どもの広範囲の勧誘と使用、恣意的な逮捕や拘束、人道アクセスの拒否および文民や医療施設と派遣団やその要員を含む、民用物、並びに学校に対する攻撃、に関するものを含む、イエメンにおける現行の人権の違反と侵害および国際人道法の違反を非難し、責任追及の重要性を強調する。

² A/HRC/39/43.

2. 武力紛争の当事者に対し、とりわけ文民および民用物に対する攻撃に関する、適用可能な国際人権法と国際人道法の下での自らの義務と公約を尊重すること、また人道援助物資の輸入に対する障害を撤廃すること、官僚的な遅れを減らすこと、公務員に対する給与の支払いを再開することおよびイエメン中央銀行の完全な協力を確保することによるものを含めて、全国の影響を受けた住民に対する人道アクセスを確保することを求める。

3. イエメンの全ての当事者に対し、和平プロセスにおける女性の平等なまた有意義な参加および十分な関与を確保しつつ、包括的な、平和的なそして民主的な方法で、政治プロセスに関与することを求める。

4. 武力紛争の全ての当事者が、子どもの勧誘と使用を終わらせそして既に勧誘されてしまった者を解放することを要求し、また全ての当事者に対し、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書³において事務総長により為された関連する勧告を考慮しつつ、彼らの共同体への彼らの再統合について国際連合と協力することを求める。

5. イエメンにおける全ての当事者に対し、人権の状況における改善に貢献することになる、安全保障理事会決議 2216 (2015) を十分に実施することを求め、そして全ての当事者に対し、紛争を終わらせるため包括的な合意に達することを奨励する。

6. その領域内のまたその管轄権の対象となる全ての個人の人権の促進と保護に対する尊重を確保するというイエメン政府の公約と義務を強調し、そしてそのつながりで、イエメンが、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に関する条約、児童の権利条約および児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、障がい者の権利に関する条約および難民の地位に関する条約およびその議定書の当事国であることを想起し、また人権を促進しそして保護するその取組を続けることを同政府に期待する。

7. 全ての当事者に対し、その宗教的信念故にイエメンにおいて拘束されている全てのバハ

³ A/72/361-S/2017/821.

ーイーを直ちに釈放すること、彼らに対する逮捕状の発給を止めることそして対象とされている者に対する嫌がらせを止めることを求める。

8. イエメンにおける悪化している人道状況に深い懸念を表明し、そして同状況を改善することについて活動している資金供与国家および組織に対し、また 2018 年のイエメン人道対応計画に対して財政支援を提供するその誓約に対して謝意を表明する。

9. 国際連合人権高等弁務官事務所を含む、国際連合システムの全ての機関および加盟国に対し、国際的なドナー・コミュニティと協調してまたイエメン当局により設定された優先事項に従って、イエメンが直面している暴力の結果と経済的および社会的課題に取り組むため資源の動員を支援することによるものを含めて、イエメンにおける移行過程を支援することを招請する。

10. 国内調査委員会が活動する下での状況の困難さ、および武力紛争の継続並びに国際人権法の継続した違反と侵害および国際人道法の違反が、同委員会の任務の継続と 2017 年 8 月 23 日の大統領令 No.50 に従ったその活動の強化増大を必要とすることを認め、そしてその任務が、専門的に、公平にそして包括的に完了されることを促す。

11. 武力紛争の全ての当事者に対し、刑事責任の免除を終わらせる目的で、国際標準に従って、人権の違反および侵害のあらゆる申し立て並びに国際人道法の違反の申し立てに対する効果的な、公平なそして独立した調査を確保するため必要なあらゆる措置を講じることを促す。

12. 人権理事会により承認された場合、更新可能な、国際地域専門家賢人グループの職務権限を更なる一年の期間について延長することを決定する。

13. 国際地域専門家賢人グループに対し、双方向対話によりフォローされることになる、第 42 会期の人権理事会に対する説明のため高等弁務官に対し包括的な書面による報告書を提出することを要請する。

14. イエメンにおける武力紛争の全ての当事者に対し、国際地域専門家賢人グループに対する完全且つ透明なアクセスと協力を拡大することを奨励する。

15. 事務総長と高等弁務官に対し、国際地域専門家賢人グループがその職務権限を実行することを可能にするために必要な十分な行政的、技術的および兵站的支援を提供することを続けることを要請する。

16. 高等弁務官に対し、国内調査委員会が、イエメンにおける全ての当事者により犯された違反と侵害の申立てを調査することを確実にそして国際標準に沿ってすることをまたそれが利用可能になれば直ぐに、2017年8月23日の大統領令 No.50 に従って、イエメンのあらゆる部分における人権違反と侵害の申立てに関するその包括的な報告を提出することを含めて、国内調査委員会がその調査活動を完了することを可能にするため、実質的な能力構築、技術援助および助言並びに法的支援を提供することを続けることをまた要請し、そしてイエメンにおける紛争の全ての当事者に対し、国内委員会および高等弁務官事務所に対して、十分かつ透明なアクセスと協力を拡大することを奨励する。

17. 高等弁務官に対し、その第40会期の人権理事会に対し、イエメンにおける人権の状況および本決議の進展と実施に関する口頭での最新情報を発表することを、またその第42会期の同理事会に対し、2014年9月以降に犯された違反と侵害を含む、人権の状況に関する、並びに本決議に明記された技術援助の実施に関する、書面による報告を提出することをまた要請する。

第41回会合

2018年9月28日

[賛成 21、反対 8、棄権 18 の記録投票により採択された。投票は以下の通り：

賛成：

オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コートジボワール、クロアチア、エクアドル、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、大韓民国、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、ウクライナ、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国

反対：

ブルンジ、中国、キューバ、エジプト、パキスタン、サウジアラビア、アラブ首長国

連邦、ベネズエラ（ボリビア共和国）

棄権：

アフガニスタン、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エチオピア、ジョージア、イラク、
日本、ケニヤ、キルギス、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、ルワン
ダ、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア]